

受動喫煙をなくすために！



お店の禁煙・喫煙の状況を 標識で掲示してください



禁 煙
No Smoking
금 연
禁止吸烟

「加熱式たばこ」含め禁煙です
御協力をお願いします



喫煙専用室
Designated smoking room
흡연전용실
专用吸烟室

20歳未満の方は立入禁止
妊産婦の方の立入りもご遠慮ください

「喫煙」には、加熱式たばこを
吸うことも含まれます



加熱式たばこ専用喫煙室
Designated
heated tobacco
smoking room
가열식 담배 전용 흡연실
加熱式香烟专用吸烟区

20歳未満の方は立入禁止
妊産婦の方の立入りもご遠慮ください

受動喫煙（人が他人の喫煙によりたばこの煙にさらされること）の防止の一層の推進を図るため、**令和2年4月1日**から、改正「健康増進法」（以下、「法律」といいます。）が全面施行されます。

飲食店における受動喫煙をなくすため、お店の禁煙、喫煙の状況がわかるよう標識の掲示をしてください（なお、**店内に喫煙できる場所を設ける場合は、お店の出入口等に標識を掲示することが法律により義務付けられており、これに違反した場合は罰則が適用される場合があります。**）。

「受動喫煙ゼロ」に向けて、皆様の御理解と御協力をよろしくをお願いします。

京都市保健所



京都市
CITY OF KYOTO

京都市はSDGsを
支援しています。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

お店の禁煙、喫煙の状況に応じて、このリーフレットに添付の標識※を御利用。標識のデザインについては、本市ホームページ「受動喫煙を防止しましょう」制度の詳細についても、同ホームページで公開している飲食店向けのリー

お店の状況	説 明
店内を 「禁煙」 とする場合	・ たばこの煙による健康への影響がありません。 ・ お子様連れの方も安心してお店を利用できます。
店内に 「喫煙専用室」 を設置する場合	・ 店内の一部を「喫煙専用室」とすることで、この場所でのみ、喫煙することができますが、飲食等の喫煙以外の行為はできません。 ・ 「喫煙専用室」に20歳未満の人を立ち入らせてはいけません（従業員も含まれます。）。 ・ 「喫煙専用室」の設置にあたっては、<u>標識の掲示のほか、一定の設置基準を満たす必要があります。</u>
店内に 「指定たばこ専用喫煙室」 を設置する場合	・ 店内の一部を「指定たばこ専用喫煙室」とすることで、この場所でのみ、「加熱式たばこ」のみを喫煙することができます。 ・ 「指定たばこ専用喫煙室」では、飲食等の喫煙以外の行為もできます。 ・ 「指定たばこ専用喫煙室」に20歳未満の人を立ち入らせてはいけません（従業員も含まれます。）。 ・ 「指定たばこ専用喫煙室」の設置にあたっては、<u>標識の掲示のほか、一定の設置基準を満たす必要があります。</u>
店内に 「喫煙可能室」 を設置する場合	・ 一定の要件を満たす小規模飲食店（「既存特定飲食提供施設」）については、当面の間、「喫煙専用室」や「指定たばこ専用喫煙室」を設置することなく、店内を「喫煙可能」とすることができる経過措置制度（「喫煙可能室」の設置）が設けられています。 ・ 「喫煙可能室」を設置する場合は、本市への届出が必要になります（届出先については4ページを御覧ください。）。 ・ 標識については、届出があったお店に配付しています。 ・ 「喫煙可能室」では、飲食等の喫煙以外の行為もできます。 ・ 「喫煙可能室」に20歳未満の人を立ち入らせてはいけません（従業員も含まれます。） ・ 「喫煙可能室」の設置にあたっては、<u>標識の掲示のほか、一定の基準を満たす必要があります。</u>

用ください(※標識は一例です。)

」でも公開していますので、必要に応じてこちらを御利用ください。

フレットを御覧ください。



京都市 受動喫煙を防止しよう

検索

掲示する標識と掲示する場所

標識①



お店の主な出入口に掲示してください。
必要に応じて、店内にも掲示してください。

標識②



お店の主な出入口
に掲示しなければ
なりません。

標識③



「喫煙専用室」の
出入口に掲示しな
ければなりません。

標識④



お店の主な出入口
に掲示しなければ
なりません。

標識⑤



「指定たばこ専用喫
煙室」の出入口に
掲示しなければな
りません。



店内の**一部**を
「喫煙可能室」
とする場合



店内の**全部**を
「喫煙可能室」
とする場合

お店の主な出入口に掲示しなければなりません。



※店内の**一部**を
「喫煙可能室」
する場合にの
み掲示する必
要があります。

「喫煙可能室」の出入口に掲示しなければなりません。

厚生労働省のホームページについて

法律の制度や事業者の方への支援制度について掲載されていますので、こちらについても御覧ください。

【厚生労働省ホームページ】

「受動喫煙対策」



「事業者の皆さんへの財政・税制支援等について」



京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口について

京都市では、受動喫煙防止対策に関する相談やお問合せに対応するとともに、店内に「喫煙可能室」を設置する場合の届出（2～3ページ参照）の受付や「喫煙可能室」に関する標識の配付を行う窓口を設置しています。

御不明な点は以下までお問い合わせください。

〈京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口〉

【電話】 075-746-6794

【FAX】 075-746-2085 （おかけ間違いにご注意ください。）

【時間】 月曜日～金曜日（祝日及び年末年始除く。）午前10時～午後5時

発行：保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課（京都市保健所）

令和元年7月発行 京都市印刷物第312129号



健康長寿のまち・京都